



埼玉FPセンター

ヤマト税理士だより

編集発行人
代表社員・税理士
CFP・TLC
北村 喜久則
代表社員・税理士
行政書士
北村 秀子
顧問税理士
神田福男・月岡直樹
鷺見守夫
事務所 〒336-0022
さいたま市南区白幡4-1-19
TSKビル5F
TEL 048(866)9734(代)
FAX 048(866)8591
<https://www.yamatotax.com>
mail tax@yamatotax.or.jp

◆ 2月の税務と労務

国 税／令和7年分所得税の確定申告

2月16日～3月16日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税／贈与税の申告 2月1日～3月16日
(税務署窓口での申告書受付は2月2日から)

国 税／1月分源泉所得税の納付 2月10日

国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
3月2日

国 税／6月決算法人の中間申告 3月2日

国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合) 3月2日

国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付 3月2日

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日
23日・天皇誕生日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
・	・	・	・	・	・	・

地方税／固定資産税(都市計画税)第4期分の納付
市町村の条例で定める日

所有不動産記録証明制度 相続登記の申請義務化(令和6年4月～)に伴う環境整備の一環として設けられた制度で、令和8年2月2日施行。特定の被相続人が登記簿上の所有者として記録されている不動産を、登記官が一覧的にリスト化し、証明書として交付を受けることができ、相続登記が必要な不動産を把握する際に役立ちます。



令和7年分確定申告のポイント

今年の確定申告は、基礎控除や給与所得控除の改正、特定親族特別控除の創設などの改正点がありますので、ポイントを確認します。

令和7年分の確定申告書の提出期限は、令和8年3月16日(月)です。

従来、基礎控除額は最高48万円でしたが、10万円引き上げられて58万円になりました。さらに低所得者層の税負担に配慮する観点から、基礎控除の上乗せを恒久的措置として行うことになりました。【次頁図参照】

基礎控除の改正に伴って、扶養控除等の対象となる扶養親族

等の所得要件も改正されました。具体的には、扶養親族と同一生計配偶者の合計所得金額の要件が58万円以下に勤労学生の合計所得金額の要件が85万円以下に、それぞれ10万円引き上げされました。

要件とひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下に勤労学生の合計所得金額の要件が85万円以下に、それぞれ10万円引き上げされました。

給与所得控除の改正

物価上昇と就業調整に対応する観点から、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

具体的には、昨年までは給与の収入金額が162万5千円以下の人の控除額は55万円で、それ以上の人には一定の算式で計算した金額が給与所得控除額でした。これが、給与の収入金額が190万円以下の人の控除額が65万円になりました。給与の収入金額が190万円を超える人の給与所得控除額には、改正はありません。

急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯や若者夫婦世帯における住宅取得を支援する観点から、子育て世帯等について、住宅ローン控除における借入限度額の上乗せが行われました。

給与所得控除の改正に伴つて、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必

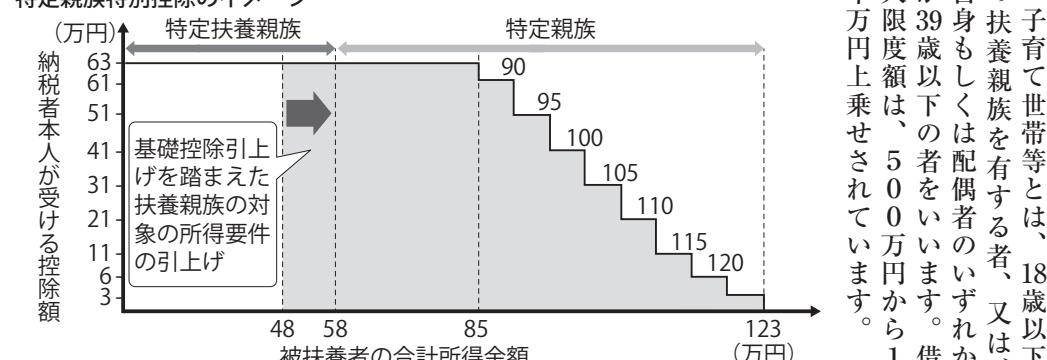
要経費に算入する金額の最低保障額が65万円に引き上げられました。

特定親族特別控除の創設

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人がいます。ただし、配偶者や青色事業専従者を受ける人、白色事業専従者を除きます。

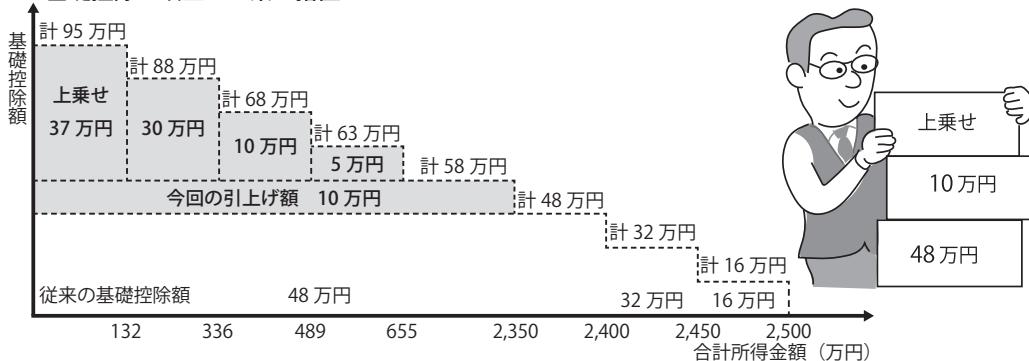
特定親族の合計所得金額が85万円以下の場合は、特定扶養親族と同額の所得控除が受けられ、85万円を超えた場合でも控除額が段階的に遞減する仕組みになっています。【下図参照】

住宅ローン控除の拡充



子育て世帯等とは、18歳以下の扶養親族を有する者、又は、自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者をいいます。借入限度額は、500万円から1千万円上乗せされています。

基礎控除の改正・上乗せ措置



確定申告チェック表

(令和7年分用)

①確定申告が必要な人

区分	項目	チェック内容	<input checked="" type="checkbox"/>
対象者 (主な例)	個人で事業を行い、または不動産収入があり、納税額がある	青色申告決算書・収支内訳書の添付が必要	<input type="checkbox"/>
	給与収入が年間2,000万円を超える		<input type="checkbox"/>
	給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える	還付申告の場合は20万円以下の場合も含めて申告	<input type="checkbox"/>
	2か所以上から給与をもらっている		<input type="checkbox"/>
	同族会社の役員等で、その同族会社から給与の他に貸付金利子や賃借料などの支払いを受けた		<input type="checkbox"/>
	公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある	公的年金等の収入金額が400万円以下で、その全部が源泉徴収対象の場合、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は不要	<input type="checkbox"/>
	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職金がある		<input type="checkbox"/>
	譲渡所得や山林所得などの各種所得があり、納税額がある	損益通算ができる損失は、不動産・事業・譲渡・山林所得のみ ※譲渡は、一定の居住用財産以外の土地・建物等を除く 雑所得(業務)で一定の人は、収支内訳書の添付が必要	<input type="checkbox"/>

②確定申告の際の注意点

区分	項目	チェック内容	<input checked="" type="checkbox"/>
所得控除 (主な例)	医療費控除	補てん金は、未収であっても見積もりにより計上	<input type="checkbox"/>
		差引負担額から所得金額の5% (最高10万円) を差し引く	<input type="checkbox"/>
		医療費控除の明細書の添付が必要、領収書は5年間保管	<input type="checkbox"/>
税額控除 (主な例)	寄附金	領収書・証明書等の添付が必要	<input type="checkbox"/>
	特定扶養親族・特定親族	対象者は、扶養親族のうちH15.1.2～H19.1.1生まれの人	<input type="checkbox"/>
	寡婦控除	ひとり親控除の対象者を除く、合計所得金額が500万円以下	<input type="checkbox"/>
		夫と死別の場合は扶養親族要件なし、離別の場合は扶養親族要件あり	<input type="checkbox"/>
	ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下、子の所得58万円以下、事実婚の状況にない	<input type="checkbox"/>
その他	配偶者控除・配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超は適用不可	<input type="checkbox"/>
	配当控除	控除額：課税総所得金額が1,000万円以下は10%、1,000万円を超える部分は5%	<input type="checkbox"/>
		合計所得金額が2,000万円超は、適用不可	<input type="checkbox"/>
	住宅ローン控除	子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充有り	<input type="checkbox"/>
源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載	<input type="checkbox"/>	
予定納税額	第1期・第2期とも、未納があっても記載する	<input type="checkbox"/>	
第3期分の税額	納税の場合は、100円未満の端数を切り捨て	<input type="checkbox"/>	

＜当事務所の業務内容＞

- 会計 (1) 会計システムのサポート (システム分析、記帳指導、TKC・JDL他 OA 指導)
(2) 財務・金融面の指導 (資金繰り指導、金融機関の御紹介等)
- 税務 税務代理、税務申告書の作成、税務相談、相続、贈与、事業承継設計
- FP (ファイナンシャル・プランニング) 業務 (日本FP協会埼玉支部所属)
- 経営支援 会社設立、各種規程 (就業規則等) の作成、管理会計指導 (継続 MAS)
- 提携先 弁護士 (峰岸)、司法書士 (森崎)、社会保険労務士 (戸田)、土地家屋調査士 (片岡)、不動産鑑定士 (鎌倉・岸田)、不動産会社は役割に応じて多種多様あり。
建設会社 積水ハウス、大和ハウス、旭化成、ミサワホーム他
保険会社 大同生命、オリックス生命、日本生命、ジブラルタ生命、NN生命、朝日生命、あいおいニッセイ同和損保

(スタッフ)	第1監査班 福島統轄	①財務支援	水落大介 (AFP)	辻 綾	松本由紀
		②	浜崎雄樹 (社会保険労務士)	井出さくら	若梅映里香
	第2監査班 柴崎コーチ 間口MBA	①経営支援	木村隆志 (科目合格者)	北村実喜 (科目合格者)	山田直緒子 (AFP)
		②	元橋暁潔 (AFP)	大湊康博	馬場宏真
		③	廣井里美 (AFP)	阪野湧飛	北 一輝
(スタッフ)	第3監査班 神田・新井顧問	①資産税	武士俣治 (国税審理官OB)	平野朋子 (AFP)	島田菜月 (FP)
		②	北村実喜 (2班兼任)	石津 悟 (CFP・宅建)	

※ 資格者 税理士 7名 (顧問含む)、社会保険労務士 1名、行政書士 1名、宅地建物取引士 2名、税理士科目合格者 4名、不動産コンサルタント 1名、CFP 3名、AFP 7名、FP 技能士 6名、生保資格者多数、損保資格者 2名、秘書資格者 2名

土地の贈与 （賃貸借と使用貸借の違い）

同じ人が貸家とその敷地を所持している場合に、その敷地の贈与を受けたときは、貸家建付地としての価額から、自用地としての価額に借地権割合と借家権割合と賃貸割合を乗じた金額を差し引いて求めます。この評価の対象となる宅地は、借家権

経理の豆知識

残高試算表の作成

会計業務では、日々のお金のやり取りをまとめて確認するため、様々な会計資料を作成します。作成する会計資料の一つに、残高試算表があります。

残高試算表は、勘定科目ごとに借方と貸方の残高を計算してまとめた表です。決算のときには、決算整理仕訳の前と後にそれぞれ残高試算表を作成することが一般的です。残高試算表は、法的には作成義務はありませんので、決算時にのみ作成する企業もあると思いますが、それ以外の時に作成する企業も多くあります。

定期的に残高試算表を作成すると、自社の業績をより早く確認することができ、早い段階で経営改善に取り組みやすくなります。前年同時期や前月・前々月などと比較することも可能です。また、金融機関から融資を受ける際にも、資料として提出することで企業の現況を表した資料として扱われます。